

【福岡県 外国人材受入企業相談窓口】

**新型コロナウイルスの影響で、外国人材に関しお悩みの事業主様へ：**

**「外国人材受入企業相談窓口」(無料)をご活用ください！**

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の感染拡大の影響により、福岡県の事業主様も本当にお悩みだと思います。

数あるお悩みの一つに、雇用している(もしくは雇用予定だった)『外国人材』についての悩みもあると思います。例えば、現在雇用している外国人従業員の在留資格についてです。日本人従業員と違い、外国人従業員(永住者や留学生アルバイトなど一部を除く)については働く場所があることが要件で在留資格(=日本に住む資格)を得ており、業績悪化に伴う整理解雇や長期間の自宅待機指示は、在留資格自体を失わせ、本人は日本に住めなくなってしまう可能性もあるからです。また、「待っていた外国人材が入国できなくなった」とお悩みの事業主様もいらっしゃるでしょう。こうした状況下において、在留資格に関して、出入国在留管理庁(入管庁)から様々な『特例措置』が発表されています。

<ご存知でしたか？ 特例措置の一例>

- やむを得ず整理解雇をした場合でも、本人はすぐに在留資格を失うことはありません。  
しかし、いくつか注意点や守らねばならないことがあります。
- 自宅待機を指示した場合、本人は他社でのアルバイト(副業)が許可されることがあります。
- 内定を出していた外国人の入社を遅らせる場合、特例措置があります。
- 技能実習生を受け入れていたが業績悪化で実習が継続困難な場合、帰国させずに、他社で『就労』してもらうことが可能になりました。(従前の、技能実習の転籍措置とは異なる)
- 他社で技能実習が中止になってしまった元技能実習生を、従業員として雇用することが可能になりました。しかしいくつか要件があります。

参考:出入国在留管理庁 HP

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

このような特例措置を、まずは正確に詳しく把握することが大切です。さらに、これはあくまで一時的な措置ですので頻繁に情報が更新されています。

「福岡県 外国人材受入企業相談窓口」では、こうした内容も含め、外国人材の在留資格に関する事業主様のご相談を無料でお受けし、詳しい相談員がお答えします。

どうぞ遠慮無く当窓口をご活用ください！

以上

<福岡県 外国人材受入企業相談窓口>

受付:平日 10時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

フリーダイヤル:0120-86-2905(ハローフクオカ)

Eメール:[soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp](mailto:soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp)

ご来所相談:福岡市博多区東公園 2 番 31 号 福岡県行政書士会館 4 階

※ 当窓口は、福岡県行政書士会が委託運営しております。

※ 雇用調整助成金や各種補助金、人材斡旋などの相談窓口ではございません。